

千葉県中小企業振興資金融資制度実施要領

目次

1	取扱金融機関	(第 1 条－第 4 条)
2	資金 (総則)	(第 5 条－第 6 条)
3	事業資金	(第 7 条－第 8 条の 2)
4	サポート短期資金	(第 9 条－第 10 条)
5	創業資金	(第 11 条－第 14 条)
6	挑戦資金	(第 15 条)
7	セーフティネット資金	(第 16 条－第 18 条)
8	再生資金	(第 19 条－第 20 条)
9	事業承継資金	(第 21 条)
10	経営者保証非提供補助活用資金	(第 22 条)
11	経営力強化資金	(第 23 条)
12	観光施設資金	(第 24 条－第 25 条)
13	環境保全資金	(第 26 条－第 28 条)
14	障害者雇用推進資金	(第 29 条)
15	事業承継特別資金	(第 30 条)
16	事業継続強化資金	(第 31 条)
17	ちば SDGs パートナー支援資金	(第 32 条)
18	預託	(第 33 条－第 34 条)
19	様式等	(第 35 条)
20	融資期間の延長	(第 36 条－第 44 条)
21	借換え	(第 45 条－第 48 条)
	附 則	

千葉県中小企業振興資金融資要綱に基づく融資制度の実施については、当該要綱に定めるもののほか、この要領によるものとする。

1 取扱金融機関

(金融機関)

第 1 条 要綱第 2 条第 6 号に規定する知事が指定する金融機関は、次の表に掲げる金融機関とする。

取扱金融機関	千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、群馬銀行、常陽銀行、筑波銀行、きらぼし銀行、阿波銀行、東日本銀行、東京スター銀行、徳島大正銀行 千葉信用金庫、銚子信用金庫、東京ベイ信用金庫、館山信用金庫、佐原信用金庫、水戸信用金庫、朝日信用金庫、東京シティ信用金庫、東京東信用金庫、東栄信用金庫、亀有信用金庫、小松川信用金庫、城北信用金庫、埼玉縣信用金庫 房総信用組合、銚子商工信用組合、君津信用組合、第一勸業信用組合、ハナ信用組合、横浜幸銀信用組合 みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行 三井住友信託銀行 商工組合中央金庫 東日本信用漁業協同組合連合会
--------	--

(融資の取扱いの開始)

第 2 条 前条で規定する金融機関が、融資の取扱いを開始する場合は、あらかじめ、知事と融資の取

扱いに関する契約書（別記様式第1）により契約を締結しなくてはならない。ただし、既に融資取扱契約を締結している金融機関が取扱資金を追加する場合にあっては、変更契約書（別記様式第2）により契約を締結するものとする。

（とりまとめ店舗）

第3条 第1条で規定する金融機関のうち、県内に本店を置く取扱金融機関については本店（商工組合中央金庫にあっては千葉支店）をとりまとめ店舗とし、県外に本店を置く取扱金融機関（商工組合中央金庫を除く。）については、融資の取扱いに関し、当該金融機関を代表する店舗として「とりまとめ店舗」を定め、とりまとめ店舗決定届（別記様式第3）により知事に届け出なければならない。

（融資取扱いの終了）

第4条 第1条で規定する金融機関が要綱及びこの要領に基づく融資の取扱いを終了する場合は、知事と融資の取扱いの終了に関する合意書（別記様式第4）を締結するものとする。

2 資金（総則）

（資金の通称）

第5条 要綱別表中事業資金の項中小企業者等であつて、店舗、工場、倉庫、従業員福祉施設等の新築、増改築、省エネルギー設備等各種設備機械の購入等に要する資金の調達に困難を来しているものの目融資限度額の欄中ただし書の規定に係る保証協会の保証を付さずに設備機械等を担保に供する融資の通称を「事業資金（動産担保融資枠）」とする。

（融資申込み）

第6条 要綱第9条第1項で規定する知事が別に定める申込受付機関並びに知事が別に定める融資申込書及び添付書類については、別表に掲げるとおりとする。

3 事業資金

（極度内融資）

第7条 組合が事業資金の融資を申込み場合、申込組合の希望（融資の申込時に限る）により、極度内融資を選択することができる。

2 前項の規定により、極度内融資を選択した場合で、千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を付す場合は、根保証とする。

（動産担保融資枠）

第8条 動産担保融資枠とは、中小企業者等が有する動産担保について、保証機関等（動産担保の評価を行う機関並びに動産担保の引取（買取）予約及び債務保証を行う機関）が担保の価値を認めるものをいう。

2 動産担保の対象は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第23条第1項第3号、第4号、第5号、第6号に定める有形固定資産とする。

4 サポート短期資金

(融資要件等)

第9条 要綱別表のサポート短期資金の項、融資対象者の欄中に規定する「中小企業者等であつて、一時的な資金の調達に困難を来しているもの（保証協会の売掛債権を担保として行う流動資産担保融資保証を付する資金に限る。）」に対する融資（以下「売掛債権担保融資」という。）は、中小企業者等が有する売掛債権を担保とした金融機関の手形貸付による融資をいう。

2 要綱別表のサポート短期資金の項、融資対象者の欄中に規定する「売掛債権」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第3条の4第1項に規定する売掛金債権に限るものとする。

(保証形式)

第10条 売掛債権担保融資における保証形式は、個別保証とする。

5 創業資金

(融資要件等)

第11条 要綱別表の創業資金の項、融資対象者の欄中に規定する「創業後」とは、次の各号に掲げる要件を満たすものをいう。

(1) 融資申込時において、すでに当該事業に係る工場、店舗、機械設備等の取得が具体化しているか、又は販売すべき商品の仕入れを終えている（仕入れ中を含む。）ごとく客観的に事業に着手しているとみなせる状況にあること。

(2) 会社法人組織である場合には、法人の人格を取得（設立登記の完了）していること。

(3) 許認可を必要とする事業にあつては、併せてすでに許認可を受けていること。（施設許可について、申請中で当該許可を受けることが確実であることを挙証できるものを含む。）

2 要綱別表の創業資金の項、融資対象者の欄中に規定する「同一企業に継続して3年以上」又は「同一業種の企業に5年以上」の勤務については、創業直近の勤務であることを要し、創業までの準備期間は原則として1年以内とする。

3 要綱別表の創業資金の項、融資対象者の欄中に規定する「同一業種の事業」とは、融資を受けようとする者が従事していた職種と密接に関連し、知識・経験を生かせるような事業をいう。

4 要綱別表の創業資金の項、融資対象者の欄中に規定する「法律に基づく資格」による創業については、保証協会の保証対象業種のうち、別に定める資格を生かして創業するものに限る。

(資金使途)

第12条 要綱別表の創業資金の項、資金使途の欄中に規定する設備資金には、保証金、敷金、権利金を含むものとする。

(信用保証)

第13条 要綱別表の創業資金の項、備考の欄中に規定する創業関連保証を利用する場合は、創業関連保証事務取扱要領（平成13年3月28日付け制定平成13・03・28中庁第6号）、再挑戦支援保証事務取扱要領（平成19年8月1日付け制定平成19・08・01中庁第3号）、又はスタートアップ創出促進保証制度要綱（令和5年2月6日付け制定20230130中庁第3号）のいずれかに対応するものとして扱う。

(適用除外)

第14条 前条の場合において、創業関連保証事務取扱要領の1. 保証対象者(1)③及び(2)③を対象要件から除く。また、スタートアップ創出促進保証制度要綱の2. 申込人資格要件(2)及び(4)を対象要件から除き、11. 保証期間のただし書きは適用しないこととする。

6 挑戦資金

(融資要件等)

第15条 要綱別表の挑戦資金の項、融資対象者の欄中第1号に該当する場合、融資対象者は、経営革新関連保証事務取扱要領(平成13年3月28日付け制定平成13・03・28中庁第6号)の1. 保証対象者に対応するものとする。

7 セーフティネット資金

(融資要件等)

第16条 要綱別表のセーフティネット資金の項、融資対象者の欄中に規定する「取引の数量の減少その他知事が定める事由が生じている者」とは、次の各号に該当し、かつ長引く景気の低迷により経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、最近3箇月又は6箇月の売上高が直近3箇年間のいずれかの同期と比較して3パーセント以上減少している者で商工会議所若しくは商工会の経営指導員、中小企業団体中央会、又は取扱金融機関の長により融資対象者であることの確認が行われたものをいう。

- (1) 一時的に経営の安定に支障を生じている原因が、投機的な不動産・株式等の取引等ではない者
- (2) 関連業種の動向等により中長期的に業況の回復又は発展が見込まれる者
- (3) 取引金融機関等の支援が確実に見込まれる者

2 要綱別表のセーフティネット資金の項、融資対象者の欄中に規定する「倒産」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 更生手続開始の申立てをしたもの
- (2) 再生手続開始の申立てをしたもの
- (3) 破産手続開始の申立てをしたもの
- (4) 特別清算開始の申立てをしたもの
- (5) 手形又は小切手の不渡りを出してから6箇月以内に2回目の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けたもの
- (6) 支払不能でんさいがあってから6箇月以内に2回目の支払不能を起こし、でんさいの取引停止処分を受けたもの

3 要綱別表のセーフティネット資金の項、融資対象者の欄中に規定する「知事が指定する災害」とは、法第2条第5項第3号若しくは第4号に該当する災害、又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下「激甚災害財政援助法」という。)第2条第1項に規定する激甚災害以外で、知事が資金の貸付を必要と認めた災害をいう。

4 要綱別表のセーフティネット資金の項、備考の欄中に規定する東日本大震災復興緊急保証の取扱いは、東日本大震災復興緊急保証制度要綱(令和4年12月13日付け改正20221206中庁第3号)に対応するものとし、新規の融資申込を行うことはできない。ただし、借換、産業復興機構又は東日本大震災事業者再生支援機構の買取った債権のエグジットに向けたリファイナンスを行う場合は、新規の融資申込は行うことができる。

(被災証明書の提出)

第17条 要綱別表のセーフティネット資金の項、融資対象者の欄中に規定する「激甚災害財政援助法第2条第1項に規定する激甚災害により被害を受けた者で、復旧のための資金の調達に困難を来しているもの」、「東日本大震災法第128条第1項各号のいずれかに該当する者で、復旧のための資金の調達に困難を来しているもの又は経営の安定に支障を生じているもの」であつて東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関連規定の施行に関する政令（平成23年政令第133号）第2条第1号に該当することの証明を受けたもの又は「知事が指定する災害により被害を受けた者」に該当する者が、当該資金の融資を受けようとする場合は、融資申込書及び添付書類のほかに、被害を受けた事務所又は事業所の住所地を管轄する市町村長から、災害名、災害を受けた日及び被災の事実の証明を受けた証明書又はそれに準ずるものを併せて提出するものとする。

(資金使途)

第18条 法第2条第5項第6号に該当し、同項の規定による認定を受けた者が、セーフティネット資金を受けようとする場合の運転資金には、この要綱（令和7年3月31日告示第281号により廃止した千葉県中小企業振興資金融資要綱（以下「改正前の要綱」という。）を含む。）及び千葉県企業立地促進資金融資要綱に規定する融資資金であつて、破綻金融機関から融資を受けた資金を返済するための資金を含むものとする。

8 再生資金

(融資要件等)

第19条 本資金における融資対象要件等は、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度要綱（令和7年1月29日付け制定20250120中庁第12号）に対応するものとし、取扱期間は令和8年3月31日までに保証協会が保証申込を受け付けした分とする。

(借換えに係る金利)

第20条 事業再生計画実施関連保証（要綱附則第3項第1号に規定されている事業再生計画実施関連保証によるものに限る。）に適用する金利は、要綱別表の再生資金の項、融資利率の欄中に規定する金利から0.3%引き下げた金利とする。

9 事業承継資金

(融資要件等)

第21条 本資金における融資対象要件等は、国が定める経営承継関連保証事務取扱要領（平成20年9月19日付け平成20・09・17中庁第2号）、特定経営承継関連保証事務取扱要領（平成29年10月25日付け20171023中庁第1号）、経営承継準備関連保証事務取扱要領（平成30年7月5日付け20180704中庁第1号）、特定経営承継準備関連保証事務取扱要領（平成30年7月5日付け20180704中庁第1号）及び経営承継借換え関連保証事務取扱要領（令和2年9月18日付け制定20200915中庁第2号）に対応するものとする。

10 経営者保証非提供補助活用資金

(融資要件等)

第22条 本資金における融資対象要件等は、事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱（令和6年1月18日付け制定20240115中庁第15号）に対応するものとし、取扱期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までに保証協会が保証申込を受け付けした分とする。

1.1 経営力強化資金

(融資要件等)

第23条 本資金における融資対象要件等は、経営力強化保証制度要綱（令和6年5月28日付け制定20240522中庁第1号）に対応するものとする。

1.2 観光施設資金

(融資要件等)

第24条 要綱別表の観光施設資金の項、融資対象者の欄中に規定する「観光施設」とは、次の各号の施設をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める施設の整備を除く。

- (1) 宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業のうち下宿営業以外の営業のために設けた人を宿泊させる施設をいう。）
- (2) スポーツ・レクリエーション施設（テニスコート、サイクリングコース、キャンプ場等）
- (3) 遊園・文化施設（遊園地、動植物園、水族館、博物館、資料館等）
- (4) 食事休憩施設（レストラン、ドライブイン、土産物店等）
- (5) 交通施設（バス、タクシー、観光船、ロープウェイ等）
- (6) その他知事が特に必要と認める施設

2 要綱別表の観光施設資金の項、融資対象者の欄中に規定する「整備」とは、観光施設の改修及び新設をいう。

(観光施設整備計画の承認)

第25条 観光施設資金の融資を受けようとする者は、あらかじめ観光施設資金に係る観光施設整備計画の承認に関し必要な事項を定める要領に基づく知事の承認を受けるものとする。

1.3 環境保全資金

(融資要件等)

第26条 要綱別表の環境保全資金の項、融資対象者の欄中に規定する「環境保全に資する事業」とは、環境保全資金の対象事業の認定に関する要領第2条に規定する事業をいう。

(資金使途)

第27条 要綱別表の環境保全資金の項、資金使途の欄中に規定する「運転資金」とは、環境保全資金の対象事業の認定に関する要領の別表に規定される次の各号に要する資金をいう。

- (1) 環境保全事業の地質汚染対策の項、ウ 汚染土壌の除去等
- (2) 環境保全事業のアスベスト対策の項、アスベスト除去工事
- (3) 環境保全事業の環境管理システム認証取得の促進の項、環境管理システム認証取得
- (4) 環境保全事業の敷地緑化の促進の項、敷地緑化工事

(5) ゼロカーボン促進事業の省エネルギーの促進の項、エ 建築物の屋上又は壁面の緑化工事及びオ 屋根面、壁面又は窓の断熱工事及び遮熱工事

(対象事業の認定)

第28条 環境保全資金を受けようとする者は、あらかじめ環境保全資金の対象事業の認定に関する要領に基づく知事の認定を受けるものとする。

1.4 障害者雇用推進資金

(融資対象者の認定)

第29条 障害者雇用推進資金の融資を受けようとする者は、あらかじめ千葉県障害者雇用優良事業所認定事業実施要綱に基づく知事の認定を受けるものとする。

1.5 事業承継特別資金

(融資要件等)

第30条 本資金における融資対象要件等は、事業承継特別保証制度要綱（令和元年12月25日付け制定20191217中庁第4号）に対応するものとする。

1.6 事業継続強化資金

(融資要件等)

第31条 要綱別表の事業継続強化資金の項、融資対象者の欄中に規定する「中小企業者等」とは、中小企業庁が定める中小企業BCP策定運用指針に基づき、事業継続計画（BCP）を策定しようとする又は策定し、同指針に定める基本コースの内容を充足している者をいう。

2 要綱別表の事業継続強化資金の項、資金使途の欄中に規定する「設備資金又は運転資金（設備資金及び運転資金を併用する場合を含む。）」とは、次の各号に要する資金をいう。

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定又は見直しを行うために必要となる資金
- (2) 事業継続計画（BCP）の策定又は見直しを行った計画に基づいて実施する取組み等に必要となる資金

1.7 ちばSDGsパートナー支援資金

(融資要件等)

第32条 要綱別表のちばSDGsパートナー支援資金の項、融資対象者の欄中に規定する「知事が認める中小企業者」とは、ちばSDGsパートナー登録制度実施要綱に基づく登録を行った中小企業者をいう。

1.8 預託

(預託の条件)

第33条 要綱第13条に規定する知事が融資資金の残高に対する預託資金の割合について別に定める場合は、サポート短期資金のうち、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する信用組合、信用金庫、商工組合中央金庫、又は漁業協同組合連合会が当該資金を取扱う場合の預託資金の額は、融資資金の残高のおおむね2分の1の額とする。

(預託期間及び預託利率)

第34条 要綱第14条第1号に規定する知事が別に定める期間は、原則として各年度の当初から末までとする。ただし、以下の各号に掲げる場合については、年度途中において預託を引き上げ、又は追加するものとする。

- (1) 各年度の当初又は末が取扱金融機関の営業日以外である場合
- (2) 年度内において融資残高が著しく変化し、知事が預託の資金に過不足が生じると判断した場合

19 様式等

(様式等)

第35条 要綱第10条第1項の知事が別に定める依頼書は、中小企業振興資金融資（融資あっせん）依頼書（別記様式第6）によるものとする。

2 要綱第11条第2項の知事が別に定める決定書は、中小企業振興資金融資（あっせん融資）決定報告書（別記様式第7）によるものとする。

3 要綱第16条の知事が別に定める報告書は、中小企業振興資金融資実績報告書（別記様式第8）によるものとする。

4 要綱第17条第2項の知事が別に定める申請書は、中小企業振興資金返済猶予承認申請書（別記様式第9）によるものとする。

5 要綱第20条の知事が別に定める融資申込受付処理簿は、中小企業振興資金融資申込受付処理簿（別記様式第10）によるものとする。

20 融資期間の延長

(融資期間の延長を認めることができない者)

第36条 取扱金融機関は次の各号のいずれかに該当する者について、要綱附則第2項に規定する融資期間の延長を認めることができない。

- (1) 第16条第2項に規定する倒産に該当する者
- (2) 手形交換所で第1回目の不渡りが発生してから、6箇月を経過していない者
- (3) 株式会社全銀電子債権ネットワークで第1回目の支払不能が発生してから、6箇月を経過していない者
- (4) 申込者名義の預金・資産に対して、仮差押又は差押の命令通知が發送されている者
- (5) 廃業・長期休業により、借入金について現行の契約どおりの返済が不可能あるいは困難となっている者

(申込み)

第37条 改正前の要綱又は要綱の規定に基づき融資を受けた者が、要綱附則第2項の規定に基づき融資期間を延長したい旨の申込みをする場合は、個別の貸出債権ごとに次の各号に掲げる書類等を当該貸出債権を保有する取扱金融機関に提出しなければならない。

- (1) 融資期間延長（附則第2項・附則第4項）申請書及び確認書（別記様式第16）
- (2) 取扱金融機関が融資期間の延長を審査するにおいて必要であるとして指定する書類
- (3) 保証協会に提出する書類（保証協会の保証を付して融資がなされたものに限る。）

(審査)

第38条 取扱金融機関は、改正前の要綱又は要綱の規定に基づき融資を受けた者から前条の規定による融資期間の延長の申込みを受けた場合は、速やかにその内容を審査し、審査の可否を申込者に通知するものとする。なお、審査する債権が保証協会の保証を付しているものである場合にあっては、取扱金融機関は融資期間を延長することについて、事前に保証協会に対し意見を求めるものとする。

(償還方法)

第39条 取扱金融機関が要綱附則第2項の規定により、融資期間の延長をすることを認めた場合の延長後の償還方法については、割賦償還（不均等償還を含む。）とする。

(債権保全)

第40条 取扱金融機関が要綱附則第2項の規定により、融資期間の延長をすることを認めた場合の延長後の債権保全その他の融資条件については、融資期間、融資利率、償還方法を除き、従前どおりとする。ただし、債権保全又はその他の融資条件を変更する理由が返済期間を延長することについて連帯保証人の同意が得られない等、債務者側の事情によるものであって、かつ、取扱金融機関が債権保全又は融資条件を変更しても、従前の債権保全が劣化しないと認めた場合にあってはこの限りではない。

(要綱附則第3項の知事が別に定めるもの)

第41条 要綱附則第3項に規定する知事が別に定めるものとは、中小企業庁が制定した責任共有制度要綱（平成18・09・12中庁第2号）「4. 対象除外となる保証」に掲げるものとする。

(要綱附則第4項の知事が別に定める者)

第42条 要綱附則第4項に規定する知事が別に定める者とは、第36条各号に掲げる者以外で、かつ次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 最近3箇月又は6箇月の売上高が直近3箇年間のいずれかの同期と比較して3パーセント以上減少している者
- (2) 取引先企業の倒産に伴い、売掛債権が回収困難となっている者
- (3) 最近3箇月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の月平均売上総利益率又は月平均営業利益率に比して3パーセント以上減少している者。ただし、これらの期間の平均売上総利益率又は平均営業利益率の算出が困難な場合にあっては、直近期とその前期の決算書等における平均売上総利益率又は平均営業利益率に置き換えることができる。

(申込み)

第43条 改正前の要綱又は要綱の規定に基づき融資を受けた者が、要綱附則第4項の規定に基づき融資期間を延長したい旨の申込みをする場合は、個別の貸出債権ごとに次の各号に掲げる書類等を当該貸出債権を保有する取扱金融機関に提出しなければならない。

- (1) 第37条各号に掲げる書類
- (2) 直近2期分の決算書又は確定申告書の写し
- (3) 事業税の納税証明書
- (4) 許認可書の写し（許認可業種の場合）

(審査、償還方法、債権保全)

第44条 第38条から第40条までの規定は、要綱附則第4項で規定する融資期間の延長の場合において準用する。

21 借換え

(借換えすることができない者)

第45条 第36条各号に掲げる者は要綱に規定する資金で借換えをすることができない。

(禁止される借換え)

第46条 改正前の要綱又は要綱の規定に基づき融資がなされた資金以外の資金を要綱に規定する資金に借り換えることはできない。

2 改正前の要綱又は要綱の規定に基づき融資がなされた資金を要綱に規定する資金に借り換える場合であっても、次に掲げる場合の借換えはすることができない。

- (1) 責任共有対象外保証(責任共有制度要綱(平成18年中庁第2号)第4に規定する保証)を付したものの以外の資金から責任共有対象外保証を付する資金への借換え
- (2) 保証協会の保証を付していない資金から保証協会の保証を付する資金への借換え(ただし、事業承継特別資金及び経営承継借換関連保証が付された事業承継資金はこの限りではない。)
- (3) 要綱附則第2項又は第4項に規定する融資期間の延長と同時に行う借換え
- (4) 据置期間中の借換え(ただし、新型コロナウイルス感染症対応特別資金、新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金及び感染症・物価高等対応伴走支援資金は、この限りではない。)
- (5) サポート短期資金以外の資金からサポート短期資金への借換え

(制限等)

第47条 借換え先となる資金は事業資金、サポート短期資金、小規模事業資金、セーフティネット資金、再生資金、事業承継資金、経営者保証非提供補助活用資金、経営力強化資金、障害者雇用推進資金及び事業承継特別資金とする。

2 借換えをするに当たり、借換え時の融資の残高に上乗せして借り入れることができる。

3 既に要綱附則第2項又は第4項の規定により融資期間の延長を行っている資金を借換える場合にあっては、取扱金融機関(保証協会の保証を付する資金で借換える場合にあっては取扱金融機関及び保証協会)が融資期間の延長後の返済状況から今後も安定した事業の継続が可能であると認めた場合に借換えをすることができる。

4 保証協会の特例保証を付する資金に借り換える場合は、借換えの申込み時点において当該保証の要件に該当していることを要する。

5 借換え先の金融機関において、当該金融機関以外で融資を受けた資金を借り換える場合にあっては、事前に借換え前の資金の融資を受けた金融機関の承諾を要する。

(申込み)

第48条 借換えを申込み場合は、要綱に規定する資金の申込みに必要な書類と併せて借換え申請書及び確認書(別記様式第17)を提出するものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。